

必ずチェック 最低賃金！

北海道

最低賃金

810円

時間額

※ 10月1日発効

【問い合わせ】 厚生労働省北海道労働局 ☎011-709-2311

教科書採択資料の縦覧

平成30年度から使用する北海道第5採択地区教科用図書の採択に係る資料を10月31日（火）まで、栗山町総合福祉センターで縦覧しています。また、教科書も展示していますので、ぜひご覧ください。

【問い合わせ】 町教育委員会 ☎72-1117

くらし

高齢者地域支え合い活動推進の情報提供

高齢者の安全・安心な地域社会実現を目的とする「栗山町地域支え合い活動推進条例」に基づいて、協定を結んだ情報提供団体に、対象の方の情報を提供します。

情報提供すること同意いただける場合は、所定の様式（要捺印）による書面での届け出が必要になりますので、10月13日（金）までにお申し出ください。

対象

70歳以上の単身世帯の方

70歳以上のみの世帯の方

情報内容

氏名、年齢、性別、住所、そのほか町長が必要と認める事項

情報提供団体

町民生委員・児童委員

南空知消防組合消防署

栗山警察署

町社会福祉協議会

問い合わせ

町保健福祉課高齢者・介護グループ

☎7507

くらし

狩猟免許取得に係る申請手数料などを助成

対象

①町内在住で狩猟免許試験に合格した方

②有害鳥獣駆除業務に従事できる方

③銃猟免許を取得した場合、北海道猟友会栗山支部へ入会できる方

④狩猟免許更新講習を受講できる方（狩猟免許更新に係る費用は自己負担）

助成内容

狩猟免許申請手数料、申請に係る健康診断料および予備講習料

※申請時、前記料金に係る領収書が必要

（網猟免許取得に対する助成はありません）

試験日時

12月3日（日）午前9時から

試験場所

北海道石狩振興局（札幌市中央区北3条西7丁目）

予備講習日時

11月23日（祝）

午前9時～午後5時

予備講習場所

「かでる2・7」

札幌市中央区北2条西7丁目

【受付場所】 岩見沢保健所1階多目的研修室（岩見沢市8条西5丁目）

受付期間

10月16日（月）～11月2日（木）

※土日・祝日を除く。

受付時間

午前9時半～11時半

午後1時～3時

【受付場所】 岩見沢保健所由仁支所2階会議室（由仁町新光195番地）

受付期間

11月14日（火）

受付時間

午前10時～午後3時

問い合わせ

岩見沢保健所 健康推進課保健係

予備講習受講料

第1種、第2種 7500円

わな 5000円

同時受講 10000円

受付期間

10月17日（火）～11月17日（金）

問い合わせ

町有害鳥獣被害防止対策協議会（町産業振興課農林業振興グループ）

☎7515

催し

レクリエーションのつどい

高齢者の健康づくりや子どもとの多世代交流を目的に、身体を使った楽しいレクリエーションを開催します。

日時

10月15日（日）

午前9時20分～午後0時半

場所

スポーツセンター

対象

町内に居住する60歳以上の方

秋はヒグマに注意

ヒグマによる人身被害は、特に春と秋に多く発生しています。これは、春は山菜採り、秋はキノコ採りなど、人間が野山に出かける機会が多い季節であることに加え、ヒグマも春は冬眠明けのために、秋は冬眠を控えて、ともに餌を求めてより活発に活動するためと考えられています。

入山する際は、安全のために左記の基本的なルールを守って行動しましょう。

野山でヒグマに遭わないための基本的なルール

事前にヒグマの出没情報を確認

一人では野山に入らない

野山では音を出しながら歩く

小学6年生までの子ども ※3年生以下は保護者同伴

内容

体を使った楽しいレクなど

参加料

無料

申込期限

10月6日（金）まで

申込先・問い合わせ

レクリエーションのつどい実行委員会（町社会福祉協議会内）

☎71322

無年金者生活支援給付金を支給

対象

65歳以上の公的年金の受給資格のない方で、次の①から⑥までの全てに該当し生活上困窮があると思われる方

①生活保護費の支給を受けていない方

②前年の収入額が80万円未満の方

③平成29年度の町民税でどなたかの扶養親族となっていない方

④町税などに滞納がない方

⑤同一世帯内に収入のある同居人がいない方

⑥同居していない親族や第三者などから定期的・臨時的に金銭の支援を受けていない方

支給額

月額5000円

申請手続き

申請書（印鑑）のほかに審査に必要な書類（通帳）などが必要となる場合があります。詳しくはお問

国民年金

一部免除を受けたときは残りの保険料の納付を忘れずに！

国民年金の保険料には、本人・世帯主・配偶者の前年の所得が一定以下の場合、申請して承認されると納付が免除される制度があります。この場合免除される保険料には、全額免除と一部免除（4分の3免除、半額免除、4分の1免除）があります。

【免除が承認された場合の免除額と保険料（平成29年度の月額保険料）】

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
免除額	16,490円	12,370円	8,240円	4,120円
保険料	0円	4,120円	8,250円	12,370円

一部免除を受けた残りの保険料は必ず納めなければなりません。納めていない期間は未納扱いとなりますのでご注意ください。

【問い合わせ】

町住民生活課住民・国保グループ

☎73-7509

みんなの水道

給水装置はお客様（所有者）の財産です

町が管理する配水管から分かれて、各家庭に水を配る水道管を「給水管」と言います。この給水管と止水栓、水道メーター、蛇口などをまとめて「給水装置」と呼んでいます。

給水装置の水道メーター以外は所有者の財産ですので、所有者が維持管理を行い、それに係る費用は所有者の負担となっています。

ただし、配水管から水道メーターまでの給水管の漏水は、町で負担しています。

家庭で安心して水道を使用していただくために、給水装置から水が漏れていないか故障がないかなど、いつも気を付けて管理してください。

【問い合わせ】

町建設水道課上下水道グループ

☎73-7514

21

広報くりやま 2017.10

2017.10 広報くりやま

20

